

原水及び給水栓水等の水質

この調査は、水道事業体又は水道事業体が委託した検査機関（地方公共団体の機関又は登録水質検査機関）が水道の原水、浄水及び給水栓について、平成25年度に行った水質検査の結果を各浄水場系統ごと（地下水の場合は各取水系統ごと）に集計したものである。

◎ 原水及び給水栓水等の水質分布表

水道統計の全水質データ（原水、浄水及び給水栓の水質基準項目、水質管理目標設定項目、農薬、その他の項目の測定データ）の分布表で、各水質項目の数値を11段階に区分し、その区分ごとに検出された浄水場の件数を表示した。

原水の種類別分布表（最高値、最低値、平均値）は次の区分により集計した。

- ・全データ：ダム放流、表流水（自流）、ダム直接、湖沼水、伏流水、浅井戸水、深井戸水、湧水、原水受水、浄水受水、海水、その他
- ・表流水：ダム放流、表流水（自流）
- ・ダム・湖沼水：ダム直接、湖沼水
- ・地下水：伏流水、浅井戸水、深井戸水
- ・受水・海水等：湧水、原水受水、浄水受水、海水、その他

※ なお、表流水と地下水を混合している場合等については取水量の多い方に分類した。

◎ 原水及び給水栓水等の水質個別表

各浄水場系統ごとの水質検査結果を、画面上のコンボボックスで選択することにより①原水、②浄水場出口水、③給水栓水、④浄水（給水栓水等）、⑤原水、浄水（給水栓水等）、⑥全て、の別に表示した。

浄水（給水栓水等）を選択した場合、画面上の数値に*を表示することにより、その数値が浄水場出口水質であることを示した。

◎ 事業主体名、浄水場名、水源名

水道事業を行っている事業主体名（表中の数字は県番号－事業主体番号）、浄水場名（表中の数字は同一事業における浄水場番号）、水源名

◎ 原水の種類

浄水場が取水している原水の種類を次の分類で表示

ダム直接	ダム放流	湖沼水	表流水（自流）	伏流水	浅井戸水
深井戸水	湧水	原水受水	浄水受水	海水	その他

◎ 浄水処理方法

当年度で年間延べ30日を超えて行ったすべての浄水処理方法を表示

急速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ	膜ろ過	膜ろ過（海水・淡水化）
前塩素処理	中間塩素処理	後塩素処理	粉末活性炭	粒状活性炭
オゾン処理	生物処理	ストリッピング処理	エアレーション	マンガンを接触ろ過
アルカリ剤処理	マイクロストレーナ	二段凝集処理	多層ろ過	鉄バクテリア利用法
酸処理	紫外線処理	その他の浄水処理		

<水質項目一覧表> (平成25年4月現在)

水質基準項目

水質項目	基準値	小数点以下桁数	単位
一般細菌	100	0	n/mL
大腸菌(定量試験) [注1]	不検出	1	MPN/100mL
大腸菌(定性試験) [注1]	0	0	
カドミウム及びその化合物	0.003	3	mg/L
水銀及びその化合物	0.0005	5	mg/L
セレン及びその化合物	0.01	3	mg/L
鉛及びその化合物	0.01	3	mg/L
ヒ素及びその化合物	0.01	3	mg/L
六価クロム化合物	0.05	3	mg/L
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	3	mg/L
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	2	mg/L
フッ素及びその化合物	0.8	2	mg/L
ホウ素及びその化合物	1.0	1	mg/L
四塩化炭素	0.002	4	mg/L
1,4-ジオキサン	0.05	3	mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	3	mg/L
ジクロロメタン	0.02	3	mg/L
テトラクロロエチレン	0.01	3	mg/L
トリクロロエチレン	0.01	3	mg/L
ベンゼン	0.01	3	mg/L
塩素酸	0.6	2	mg/L
クロロ酢酸	0.02	3	mg/L
クロホルム	0.06	3	mg/L
ジクロロ酢酸	0.04	3	mg/L
ジブromクロロメタン	0.1	2	mg/L
臭素酸	0.01	3	mg/L
総トリハロメタン	0.1	3	mg/L
トリクロロ酢酸	0.2	3	mg/L
ブromジクロロメタン	0.03	3	mg/L
ブromホルム	0.09	3	mg/L
ホルムアルデヒド	0.08	3	mg/L
亜鉛及びその化合物	1.0	2	mg/L
アルミニウム及びその化合物	0.2	2	mg/L
鉄及びその化合物	0.3	2	mg/L
銅及びその化合物	1.0	2	mg/L
ナトリウム及びその化合物	200	1	mg/L
マンガン及びその化合物	0.05	3	mg/L
塩化物イオン	200	1	mg/L
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	0	mg/L
蒸発残留物	500	0	mg/L
陰イオン界面活性剤	0.2	2	mg/L
ジェオスミン	0.00001	6	mg/L
2-メチルイソボルネオール	0.00001	6	mg/L
非イオン界面活性剤	0.02	3	mg/L
フェノール類	0.005	4	mg/L
有機物等(TOCの量)	3	1	mg/L
pH値	5.8~8.6	1	
味 [注2]	異常でないこと	0	回(異常回数)
臭気 [注3]	異常でないこと	0	原水:種別、 浄水:異常回数
色度 [注4]	5	1	度
濁度 [注5]	2	1	度

水質管理目標設定項目

水質項目	基準値	小数点以下桁数	単位
アンチモン及びその化合物	0.015	4	mg/L
ウラン及びその化合物	0.002	4	mg/L
ニッケル及びその化合物	0.01	3	mg/L
亜硝酸態窒素	0.05	3	mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.004	4	mg/L
トルエン	0.4	3	mg/L
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1	3	mg/L
亜塩素酸	0.6	2	mg/L
二酸化塩素	0.6	2	mg/L
ジクロロアセトニトリル	0.01	3	mg/L
抱水クロラール	0.02	3	mg/L
農薬類	1	2	
残留塩素	1	1	mg/L
遊離炭酸	20	1	mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	0.3	3	mg/L
メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02	3	mg/L
有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3	1	mg/L
臭気強度(TON)	3	0	
腐食性(ランゲリア指数)	[注6]	1	
従属栄養細菌	2000	0	n/mL
1,1-ジクロロエチレン	0.1	3	mg/L

その他の項目

水質項目	基準値	小数点以下桁数	単位
水温	—	1	(°C)
アンモニア態窒素	—	2	mg/L
生物化学的酸素要求量(BOD)	—	1	mg/L
化学的酸素要求量(COD)	—	1	mg/L
紫外線(UV)吸光度(50mmセル使用時)	—	3	
浮遊物質(SS)	—	0	
侵食性遊離炭酸	—	1	mg/L
全窒素	—	2	mg/L
全リン	—	3	mg/L
リン酸イオン	—	3	mg/L
トリハロメタン生成能	—	3	mg/L
生物	—	1	n/mL
アルカリ度	—	1	mg/L
溶存酸素	—	1	mg/L
硫酸イオン	—	1	mg/L
溶性ケイ酸	—	1	mg/L

- 注1 検査結果は定量試験(定量結果)又は定性試験(陽性回数)のどちらか一方のみに表示した。
 注2 異常のない場合は表中 0 と表示。異常がある場合は異常回数を浄水水質の平均欄に表示した。
 注3 原水水質では、最も頻度の高い臭気を次の番号により原水水質の平均欄に表示した。
 0=臭気なし 3=土臭・かび臭 6=金属臭
 1=芳香性臭気 4=魚臭・生ぐさ臭 7=腐敗性臭気
 2=植物性臭気 5=薬品性臭気 8=その他
 浄水水質では、臭気の異常回数を浄水水質の平均欄に表示、異常のない場合は 0 を表示した。
 注4,5 色度、濁度が無色、透明の場合は、0 を表示した。
 注6 目標値として、-1 程度以上とし極力 0 に近づける。

<水質項目一覧表> (平成25年4月現在)

農薬類

水質項目	基準値	小数点以下桁数	単位
1, 3-ジクロロプロペン (D-D)	0.002	5	mg/L
2, 2-DPA(ダラボン)	0.08	4	mg/L
2, 4-D(2, 4-PA)	0.03	4	mg/L
EPN	0.004	5	mg/L
MCPA	0.005	5	mg/L
アシュラム	0.2	3	mg/L
アセフェート	0.006	4	mg/L
アトラジン	0.01	4	mg/L
アニロホス	0.003	5	mg/L
アミラズ	0.006	5	mg/L
アラクロール	0.03	4	mg/L
イソキサチオン	0.008	5	mg/L
イソフェンホス	0.001	5	mg/L
イソプロカルブ (MIPC)	0.01	4	mg/L
イソプロチオラン (IPT)	0.3	4	mg/L
イソロベンホス (IBP)	0.09	5	mg/L
イミノクタジン	0.006	5	mg/L
インダノフェン	0.009	5	mg/L
エスプロカルブ	0.03	4	mg/L
エディフェンホス (エジフェンホス, EDDP)	0.006	5	mg/L
エトフェンプロックス	0.08	4	mg/L
エトリジアゾール (エクロメゾール)	0.004	5	mg/L
エンドスルファン (ベンゾエビン)	0.01	4	mg/L
オキサジクロメホン	0.02	4	mg/L
オキシ銅	0.04	4	mg/L
オリサストロビン	0.1	3	mg/L
カズサホス	0.0006	6	mg/L
カフェンストロール	0.008	5	mg/L
カルタップ	0.3	3	mg/L
カルバリル (NAC)	0.05	4	mg/L
カルプロパミド	0.04	4	mg/L
カルボフラン	0.005	5	mg/L
キノクラミン (ACN)	0.005	5	mg/L
キャプタン	0.3	3	mg/L
クミルロン	0.03	4	mg/L
グリホサート	2	2	mg/L
グルホシネート	0.02	4	mg/L
クロメプロップ	0.02	4	mg/L
クロルニトロフェン (CNP)	0.0001	6	mg/L
クロルピリホス	0.003	4	mg/L
クロタロニル (TPN)	0.05	4	mg/L
シアナジン	0.004	5	mg/L
シアノホス(CYAP)	0.003	5	mg/L
ジウロン (DCMU)	0.02	4	mg/L
ジクロベニル (DBN)	0.01	4	mg/L
ジクロルボス (DDVP)	0.008	5	mg/L
ジクワット	0.005	5	mg/L
ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004	5	mg/L
ジチアノン	0.03	4	mg/L
ジチオカルバメート系農薬	0.005	5	mg/L
ジチオピル	0.009	5	mg/L
シハロホップブチル	0.006	5	mg/L
シマジン (CAT)	0.003	5	mg/L
ジメタメリン	0.02	4	mg/L
ジメエート	0.05	4	mg/L
シメリン	0.03	4	mg/L
ジメピペレート	0.003	5	mg/L
ダイアジン	0.005	5	mg/L
ダイムロン	0.8	3	mg/L
ダゾメット	0.006	5	mg/L

水質項目	基準値	小数点以下桁数	単位
チアジニル	0.1	3	mg/L
チウラム	0.02	4	mg/L
チオジカルブ	0.08	4	mg/L
チオファネートメチル	0.3	3	mg/L
チオベンカルブ	0.02	4	mg/L
テルブカルブ (MBPMC)	0.02	4	mg/L
トリクロピル	0.006	5	mg/L
トリクロロホン (DEP)	0.03	4	mg/L
トリシクラゾール	0.08	4	mg/L
トリフルラリン	0.06	4	mg/L
ナプロパミド	0.03	4	mg/L
バラコート	0.005	5	mg/L
ビベロホス	0.0009	6	mg/L
ビラクロニル	0.01	4	mg/L
ピラゾキシフェン	0.004	5	mg/L
ピラゾリネート(ピラゾレート)	0.02	4	mg/L
ピリダフェンチオン	0.002	5	mg/L
ピリプチカルブ	0.02	4	mg/L
ピロキロン	0.04	4	mg/L
フィブロニル	0.0005	6	mg/L
フェニトロチオン (MEP)	0.003	5	mg/L
フェノブカルブ (BPMC)	0.03	4	mg/L
フェリムゾン	0.05	4	mg/L
フェンチオン (MPP)	0.006	5	mg/L
フェントエート (PAP)	0.007	5	mg/L
フェントラザミド	0.01	4	mg/L
フサライド	0.1	3	mg/L
ブタクロール	0.03	4	mg/L
ブタミホス	0.02	4	mg/L
ブプロフェジン	0.02	4	mg/L
フルアジナム	0.03	4	mg/L
ブレチラクロール	0.05	4	mg/L
プロシミドン	0.09	4	mg/L
プロチオホス	0.004	5	mg/L
プロピコナゾール	0.05	4	mg/L
プロピザミド	0.05	4	mg/L
プロベナゾール	0.05	4	mg/L
プロモブチド	0.1	4	mg/L
ベニル	0.02	4	mg/L
ペンシクロン	0.1	3	mg/L
ベンゾピシクロン	0.09	4	mg/L
ベンゾフェナップ	0.004	5	mg/L
ペンタゾン	0.2	3	mg/L
ペンディメタリン	0.3	3	mg/L
ペンフラカルブ	0.04	4	mg/L
ペンフルラリン (ベスロジン)	0.01	4	mg/L
ペンフレセート	0.07	4	mg/L
ホスチアゼート	0.003	5	mg/L
マラチオン(マラソン)	0.05	4	mg/L
メコプロップ (MCP)	0.005	5	mg/L
メソミル	0.03	4	mg/L
メタム(カーバム)	0.01	4	mg/L
メタラキシル	0.06	4	mg/L
メチダチオン (DMTP)	0.004	5	mg/L
メチルダイムロン	0.03	4	mg/L
メミノストロビン	0.04	4	mg/L
メトリブジン	0.03	4	mg/L
メフェナセート	0.02	5	mg/L
メブロニル	0.1	3	mg/L
モリネート	0.005	5	mg/L

※平成25年度水道統計調査では、農薬類のうちオキサジクロメホン、オリサストロビン、カズサホス、グルホシネート、ジチオカルバメート系農薬、チアジニル、ビラクロニル、ベンゾピシクロン、メタム(カーバム)の目標値は、平成26年4月1日現在の数値となっている。

なお、平成25年度において、上記農薬類の目標値が未設定であったことから、平成25年度水道統計調査では、上記農薬類に関して入力された値は、参考値扱いとし、農薬類の算出には用いないこととしている。